



# せみね 監督署だより

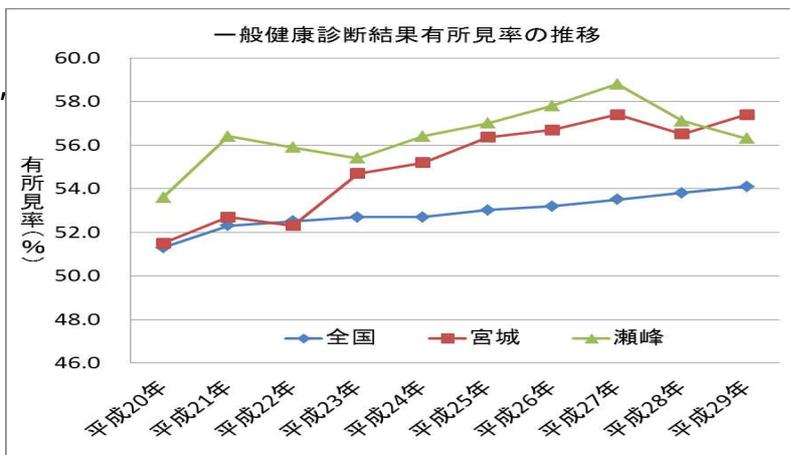
発行 瀬峰労働基準監督署 (栗原市瀬峰下田 50-8, 電話 0228-38-3131)

第 69 回「全国労働衛生週間」に合わせて

## 「健診結果有所見率改善運動」を開始します！

来月 1 日から 7 日までの間、平成 30 年度全国労働衛生週間を実施します。今年で 69 回目となる本週間は、厚生労働省などが主唱し、産業界の労働衛生意識の高揚と事業場での自主的労働衛生管理活動の促進を目的として実施するものです。この実効を上げるため 9 月を準備期間としています。併せて、厚生労働省は、平成 25 年度から、法定の健康診断の実施とその事後措置等を徹底するために、9 月を「職場の健康診断実施強化月間」として取組みを進めています。

一般健康診断実施結果の有所見率は上昇傾向にあります。管内では、平成 28 年と平成 29 年に連続して低下したものの、一貫して全国平均を上回って推移しています。(右グラフ、労働者数 50 人以上事業場の平均値)



高齢化の進展もあり、高血圧や虚血性心疾患などいわゆる生活習慣病を有する労働者の増加が懸念されていますが、これら有所見率の改善は労働者の疾病リスクを低下させ、事業場にも大きなメリットをもたらすと考えられます。

一般健康診断結果の有所見率改善のためには、事業者が定期健康診断等の実施結果に基づく事後措置を適切に行うことなどに加え、労働者の健康に対する意識を高めることで、労働者自らが食生活の改善や運動等に継続的に取り組むようにすることも必要であることから、当署では、この 9 月から第 13 次労働災害防止計画期間中の 2022 年度末までの間、関係機関などとも連携しながら、一般健康診断結果の有所見率改善に向けた「健診結果有所見率改善運動」を展開して、管内の一般健康診断結果の有所見率を全国平均以下とすることを目標に取り組めます。

本運動において各事業者に実施していただきたい事項は、法定の健康診断の適正な実施、有所見者についての医師意見聴取、健診結果の労働者への通知、有所見者について必要な事後措置の実施、有所見者に対する医師や保健師による保健指導、労働者向け健康教育などです。これらは、いずれも法令で義務又は努力義務とされており、原則として産業医などの衛生管理スタッフが事業主の負担で実施すべきものですが、労働者数 50 人未満の事業場については、やについて、地域産業保健センター(基準協会内)や宮城産業保健総合支援センター(022-267-4229)の制度を利用して実施することもできます。また、栗原・登米両保健所では事業場での健康づくりを目的とした出張講座を実施しており、を実施する際に利用することができます。(なお、これらの制度はすべて無料で利用できますが、予算枠等により制約されることがあります。)

この秋、社内で健康づくりに取組んでみませんか。

労働災害発生状況 (平成 30 年 7 月末日現在)				
	管内 (登米・栗原) 被災者数		県内被災者数	
	平成 30 年	前年同期	平成 30 年	前年同期
休業 4 日以上	84 人	87 人	1,385 人	1,191 人
死亡	3 人	1 人	14 人	7 人

## < シリーズ働き方改革関連法の概要 その1 残業時間の上限規制 >

残業時間の上限規制は、70 年前に制定された「労働基準法」の初めての大改革です。法定労働時間を超える時間外労働は、これまで労使協定（36 協定）で上限を設定していましたが、改正法は労使協定による場合でも超えることができない上限を定めています。

上限は現在の告示同様、原則として月 45 時間・年 360 時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。

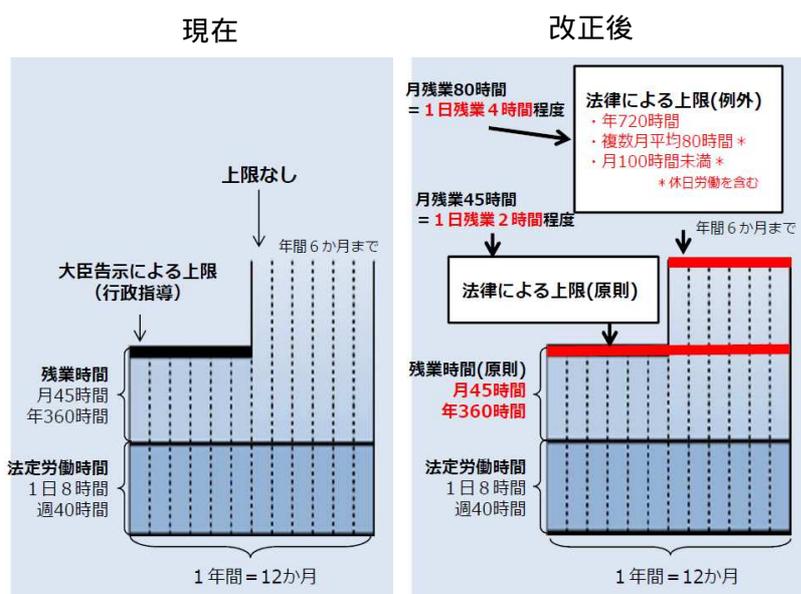
また、臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合でも、年 720 時間以内、複数月平均 80 時間以内（休日労働を含む）、月 100 時間未満（休日労働を含む）を超えることはできません。

原則である月 45 時間を超えることができるのは、年間 6 か月までです。

ただし、この上限規制には、右の適用猶与・除外する事業・業務が設けられています。

この規制を運用するに当たっては、今後、新たに労働時間の延長や休日労働を適正なものとするための指針を厚生労働大臣が定め、必要な助言・指導を行うこととしています。

詳しくは、当署労働時間相談・支援班にお問い合わせください。



自動車運転の業務	<b>改正法施行5年後に、上限規制を適用します。</b> (ただし、適用後の上限時間は、年960時間とし、将来的な一般則の適用については引き続き検討します。)
建設事業	<b>改正法施行5年後に、上限規制を適用します。</b> (ただし、災害時における復旧・復興の事業については、複数月平均80時間以内・1か月100時間未満の要件は適用しません。この点についても、将来的な一般則の適用について引き続き検討します。)
医師	<b>改正法施行5年後に、上限規制を適用します。</b> (ただし、具体的な上限時間等については、医療界の参加による検討の場において、規制の具体的あり方、労働時間の短縮策等について検討し、結論を得ることとしています。)
鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	<b>改正法施行5年後に、上限規制を適用します。</b>
新技術・新商品等の研究開発業務	医師の面接指導( )、代替休暇の付与等の健康確保措置を設けた上で、 <b>時間外労働の上限規制は適用しません。</b> 時間外労働が一定時間を超える場合には、事業主は、その者に必ず医師による面接指導を受けさせなければならないこととします。

## < 「ゼロ災トライアル 150」参加受付中 >

事業場参加型無災害運動「ゼロ災トライアル 150」の今年度参加事業場を募集中です。運動開始は 10 月 1 日ですが、お早めにエントリーの上ご準備方お願いします。参加申込書は、宮城労働局ホームページ「監督署・ハローワークからのお知らせ 瀬峰監督署」から入手できます。なお、10 月 4 日にエポカ 21（栗原市志波姫）で開催する瀬峰地区産業安全衛生大会において運動開始式を行います。本大会への参加は任意ですが、今回は、働き方改革で生産性向上が求められている昨今、「トヨタ生産方式と安全」と題するトヨタ自動車東日本（株）村井成一氏による特別講演や栗原保健所・登米保健所による健康管理セミナーも予定していますので是非ご参加ください。なお、参加お申込みは、宮城労働基準協会瀬峰支部までお願いします。

### 【あしがき】

暑い夏も一段落、衛生週間の時季となりました。政府が進める「働き方改革」は、働くことを希望する人が誰でも働くことができ、その能力を發揮できる職場に変えていく改革です。そのためには、心身ともに健康で働くことができ、また、病気の治療と仕事を両立できる職場環境が必要です。

「こころと体の健康づくり みんなで進める働き方改革」、今年の衛生週間スローガンです。

「せみね監督署だより」は宮城労働局ホームページに掲載中（監督署からのお知らせ 瀬峰監督署）

## 宮城県最低賃金

### < 改定のお知らせ >

宮城県最低賃金は、平成 30 年 10 月 1 日から  
**時間額 798 円**

に改定されます。

原則として、県内で働くすべての労働者に適用されます。

詳しくは、当署監督係にお問合せください。